

○平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分、「」シック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 一～二十四（略）	別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 一～二十四（略）
二十五 小電力データ通信システム端末（無線設備規則第四十九条の二十第一号から第五号までに規定する無線局の無線設備をいう。）の電気的条件等	二十五 小電力データ通信システム端末（無線設備規則第四十九条の二十第一号から第五号までに規定する無線局の無線設備をいう。）の電気的条件等
別表第一号四三に同じ。	別表第一号四三に同じ。

註

この附則は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成一十七年法律第一一十六号）の施行の日（平成一十八年 月 日）からの施行す